

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	障害福祉課
委 託 業 務 名	大津市障害者日中一時支援事業業務
委 託 業 務 場 所	主に大津市内
概 要	障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、障害者等に日中の活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行うと同時に、障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保する。
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日
契 約 金 額	別紙のとおり
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 大津市石山千町 2 7 0 番地の 3 〔名 称〕 社会福祉法人しが夢翔会 他 6 2 事業者
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	本事業の実施については、「大津市障害者日中一時支援事業実施要領」に基づく要件及び当該事業の委託先の基準を満たしている事業者を審査のうえ選定する。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額のうち、消費税及び地方消費税は非課税です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。

別紙

大津市障害者日中一時支援事業に係る契約金額（1 か月あたり）

実施時間数等に応じて次に定めた額に100分の90を乗じて得た額に、当該月の支援実施回数を乗じた額とする。ただし、重度加算及び市町村民税非課税世帯若しくは生活保護受給世帯への支援は100分の90を乗ずる前の額に支援実施回数を乗じた額とする。

（1）支援時間4時間未満	4,000円
（2）支援時間4時間以上6時間未満	5,000円
（3）支援時間6時間以上	6,000円
（4）重度加算	1,500円
（5）送迎加算	500円